

## 用語の解説

### 人口

国勢調査における人口とは、平成 17 年 10 月 1 日午前零時現在において、調査の地域内に常住している人を調査した「常住人口」である。ここで「常住している人」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人を行い、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時にいた場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ以下に述べる場所に「常住している人」とみなして、その場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住居、陸上に生活の本拠のない者はその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の人は調査の対象から除外した。

- 1 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等（随員を含む。）及びその家族
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

### 年齢

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

### 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次の区分とした。

- |     |               |
|-----|---------------|
| 未婚  | まだ結婚したことのない人  |
| 有配偶 | 妻又は夫のある人      |
| 死別  | 妻又は夫と死別して独身の人 |
| 離別  | 妻又は夫と離別して独身の人 |

## 世帯の種類

世帯は次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

「一般世帯」とは、次のものをいう。

- 1 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- 2 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 3 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の1、2及び3は棟ごと、4は中隊又は艦船ごと、5は建物ごと、6は1人1人である。

- 1 寮・寄宿舍の学生・生徒  
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- 2 病院・療養所の入院者  
病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- 3 社会施設の入所者  
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- 4 自衛隊営舎内居住者  
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- 5 矯正施設の入所者  
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- 6 その他  
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した分類をいう。

### 親族世帯

2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯  
なお、その世帯に同居する非親族がいる場合もここに含まれる。

### 非親族世帯

2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

### 単独世帯

世帯人員が1人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

### 核家族世帯

- 1 夫婦のみの世帯
- 2 夫婦と子供から成る世帯
- 3 男親と子供から成る世帯
- 4 女親と子供から成る世帯

### その他の親族世帯

### 3 世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれない。

### 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

#### 住宅

1 つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

1 戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに 1 戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

#### 住宅以外

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

### 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分した。

#### 主世帯

「間借り」以外の次の 5 区分に居住する世帯

#### 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

#### 公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

#### 都市機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

## 民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

## 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

## 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。

### 一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。

### 長屋建

2 つ以上の住宅を 1 棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

### 共同住宅

1 棟の中に 2 つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや 2 つ以上の住宅を重ねて建てたもの

### その他

上記以外で、例えば工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 延べ面積

延べ面積とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積に含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1 坪を 3.3 平方メートルに換算した。

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65 歳以上の者 1 人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

本文及び図表中の数値は、表章単位未満で四捨五入しており、本文及び図表中の総数、割合及び増加率などについて値が一致しない場合があります。また、総数に不詳分を含むものについては、割合の合計値が 100% とならない場合があります。表中の「－」は該当数字がないものを示します。